

国立大学法人群馬大学海外渡航事務取扱要項

平成17.4.1 学長裁定

改正 平成22.10.1 平成26.4.1

平成27.4.1 平成29.4.1

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本法人」という。）における海外渡航の事務処理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 教職員等 本法人の役員及び教職員をいう。
- (2) 外国出張 教職員等が業務のため旅行命令により行う外国旅行をいう。
- (3) 海外研修 国立大学法人群馬大学教職員就業規則等に基づき、教員が海外において行う研修（前号を除く。）をいう。
- (4) 休職渡航 国立大学法人群馬大学教職員就業規則第17条第1項第3号に基づき、教職員が研究休職により行う外国旅行をいう。
- (5) 海外渡航 外国出張、海外研修及び休職渡航をいう。

(外国出張)

第3条 教職員等は、外国出張を命ぜられた場合には、次の各号に掲げる書類等を旅行命令権者に提出しなければならない。

- (1) 説明書
- (2) 日程表
- (3) 渡航の必要性を明らかにする書類（招へい状、学会パンフレット等）
- (4) 第3項各号に規定する経費（渡航費及び滞在費）の負担がある場合には、その経費を明らかにする書類
- (5) 航空賃及び旅行雑費の見積書
- (6) その他必要な書類

2 外国出張を命ぜられた教職員等は、帰国後速やかに次に掲げる書類等を旅行命令権者に提出しなければならない。

- (1) 復命書又は出張報告書
- (2) 搭乗券の半券
- (3) パッセンジャーレセプト
- (4) 航空賃及び旅行雑費の領収書
- (5) パスポート（顔写真及び出入国スタンプの部分）の写

3 次の各号に掲げる経費による外国出張に係る旅費は、支給しない。

- (1) 国及び外国の政府関係機関が負担する経費
- (2) 国際機関が負担する経費
- (3) 大学等の教育研究機関が負担する経費
- (4) 公益法人その他の公共的機関が負担する経費
- (5) その他前各号に準ずると認められる経費

(海外研修)

第4条 国立大学法人群馬大学教職員就業規則第42条の2第3項に規定する研修とは、1か月以上にわたる研修とする。

2 海外研修を行おうとする教員は、研修を開始しようとする1か月前までに次の各号に掲げる書類により、学部等の長に申請しなければならない。

- (1) 研修旅行申請書
- (2) 日程表
- (3) 渡航の必要性を明らかにする書類（招へい状、学会パンフレット等）
- (4) 経費の負担を明らかにする書類（全額自己負担する場合は除く。）
- (5) その他必要な書類

3 前条第3項各号に規定する経費（渡航費及び滞在費）の負担がある場合には、海外研修として取り扱うことができる。

(公用旅券)

第5条 公用旅券の発給申請を希望する教職員等は、公用旅券の受領を希望する日の1か月前までに、公用旅券発給調書等を学長に提出しなければならない。

2 公用旅券の発給の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 各府省の予算（補助金、交付金、委託金等を除く。）より旅費の全額又は一部（往復交通費又は滞在費のうちいずれかの全額）の支給を受けて渡航するとき。
- (2) 国連等の政府間機関より旅費の全額を支給され、かつ、文部科学省又は文化庁の推薦又は依頼を受けて渡航するとき（政府間機関の教職員として赴任する場合を除く。）。
- (3) 海外技術協力のため、政府派遣の専門家、調査団員又は青年海外協力隊員等として渡航するとき。
- (4) 国連等の政府間機関が招集する国際会議に政府代表団の一員として出席する場合
- (5) 各府省の公務の遂行を補助するため、当該府省の所掌業務と直接関連のある用務を行うため渡航する場合であって、文部科学省又は文化庁の推薦又は依頼を受けて渡航するとき。
- (6) 法人の業務（附帯業務を除く。）であって国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条に基づく中期目標に記載のある業務のため渡航する場合であり、かつ、公用旅券によるものでなければ用務の遂行が困難であるとき。ただし、教員の学術研究のみを目的とするものは除く。

(休職渡航)

第6条 教職員が休職渡航する場合は、研究休職の手続きによるものとする。

(報告等)

第7条 学部等の長は、当該学部等の主担当を命ぜられた教員又は所属する職員等（以下「所属の教職員等」という。）が海外渡航を行う場合には、渡航の目的、渡航先、渡航の期間、主たる経費（渡航費及び滞在費）の負担先及び当該学部等の運営の支障の有無等について十分留意しなければならない。

2 学部等の長は、渡航中の所属の教職員等に事故等が生じた場合は、その詳細を速やかに学長に報告しなければならない。

(国交未回復国等への渡航)

第8条 国交未回復国（朝鮮民主主義人民共和国）への渡航を希望する教職員等は、渡航をしようとする日の1か月前までに、学長に申請し、その許可を得なければならない。

2 外務省が発出する危険情報に係る国等への渡航は、この要項にかかわらず、別途取り扱うことがある。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。